

三次市会計年度任用職員受験案内

職種・職の概要	学校給食管理業務統括員 三次市三次学校給食センターに関し、「学校給食衛生管理基準」に従って円滑かつ適正に学校給食を実施する目的で設置する職で、安全・安心な学校給食を提供するために業務を担います。						
募集人数	フルタイム：1人						
申込受付期間	令和8年1月23日（金）午前8時30分から 令和8年2月4日（水）午後4時45分まで						
業務内容	三次市三次学校給食センターの学校給食の円滑な運営実施の為、各組織への参画、衛生管理、調理業務指導、物資管理等これに付随する業務、食育に関わる業務、その他学校給食の実施に関わる業務ほか。						
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <p>1 令和8年4月1日に採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）の勤務が可能である人 3 学校給食調理業務の経験が10年以上あること 4 食育に携わった経験が5年以上あること</p> <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p>						
受験手続	<p>1 提出書類 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。</p> <p>2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（学校給食管理業務統括員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返しません。</p>						
試験	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">日 時</td><td>令和8年2月6日（金）又は9日（月）</td></tr> <tr> <td>場 所</td><td>三次学校給食センター（三次市四拾貫町 10145 番地 1）</td></tr> <tr> <td>方 法</td><td>面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）</td></tr> </table>	日 時	令和8年2月6日（金）又は9日（月）	場 所	三次学校給食センター（三次市四拾貫町 10145 番地 1）	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）
日 時	令和8年2月6日（金）又は9日（月）						
場 所	三次学校給食センター（三次市四拾貫町 10145 番地 1）						
方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）						

審査・ 合格～採用	審査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和9年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和8年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個人情報の取扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市三次学校給食センター
	勤務時間	1日につき7時間45分まで 1週間あたり38時間45分 ※休憩時間60分有
	休日	土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※振替有
	休暇制度	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）ほか
	給料・報酬	（行政職給料表1～72号給） 月額 255,700円
	手当制度	時間外勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当ほか
	福利厚生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等 ※一定の要件に該当した場合は雇用保険被保険者資格を喪失し、市町村共済組合一般組合員の資格を取得します。
	服務	地方公務員法第30条から第38条の規定が適用されます。
申込・ 問合せ先	〒728-0016 三次市四拾貫町 10145番地1 三次市三次学校給食センター	
	TEL 0824-65-2010 FAX 0824-62-2030	
	受付時間：月～金曜日の 8:30～16:45（祝日を除く）	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。